喬木村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年4月

喬木村教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本村は、教育がめざす人づくりの命題にむけ、子どもたちのすこやかな成長と村民皆さんが自ら知恵を磨き、健康で心豊かな人生を送ることができる、より良い教育環境の充実を目指すことを基本理念として教育行政を推進しています。

一方で近年、公立学校の教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっています。教師が専門性を最大限に発揮し、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うためには、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境の実現が急務です。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)第 7 条の規定に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という)に即し、長野県及び本村の条例・規則等に定める教育職員の業務量の適切な管理、その他健康及び福祉の確保を図るための措置を計画的に実施するために策定するものです。

(2)本村の現状

本村では、所管に属する学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定(長野県の規則を準用したものを含む)に基づき、教育職員の時間外在校等時間(正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務のうち、所定の勤務時間を除いた時間)の上限を原則として 1 箇月 45 時間、1 年 360 時間の範囲内としており、その縮減に取り組んできました。

本村における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりです。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 40 時間 33 分	41.2%	11.1%
中学校	月 54 時間 14 分	64.9%	13.1%

時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合が、小学校で 41.2%、中学校で 64.9%と多くなっており、特に年度始め年度末の業務集中や、中学校における休日の部活動指導などの負担感が大きくなっていることが課題です。業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1)時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、長野県及び国の指針で定める上限時間(原則:1箇月 45 時間、1 年間 360 時間)の範囲内とすることを目指します。

・1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする (早急になくすべき目標)
・1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする (令和 11 年度までの政府目標)
・教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下とすることを目指す

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする(令和7年の平均は 13.34 日)
・これまで未実施であったストレスチェックを村内3校全てで実施する
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下にする
・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、指針の第 2 章第 3 節に掲げる措置(業務の 3 分類等)に関する以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

分類	業務	具体的な取り組み(村教委が取り組む事項)
イ 学校以外が担うべき業務	① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	各地域の実情を踏まえつつ、地域ボランティアによる登校時の見守り活動の充実。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
	② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねる。補導された児童生徒の引取りについては、学校警察連絡協議会等において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
	⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、困難事例にあっては、顧問弁護士等の専門家を活用できる体制を整備する。
ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務	⑥ 調査・統計等への回答	村発出調査の必要性を精査するとともに、調査の回答を、口頭確認など文書回答によらない形式をとる等、事務負担を軽減する。
	⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	・学校ﾌﾟｰﾙの管理については、座学への置換えや近隣校の共同使用、民間事業者への委託を検討する。 ・体育館の地域開放施設の管理業務については、引き続き事務手続き等の外部委託を通して、負担軽減を促進する。
	⑬ 部活動	令和8年度中に、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動についても、地域クラブの立ち上げ等地域展開を進める。
ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	⑮⑯ 授業準備、学習評価や成績処理	授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
	⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	学校における対応困難な児童生徒について、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーや医療・福祉・警察、児童相談所等の専門機関と学校のつなぎ役としてこども家庭センターのサポート機能を高める。

※丸数字は、「学校と教師の業務の 3 分類」における1から 19 の業務に対応している

(2)学校における措置の推進

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。標準授業時数を大幅に上回って(小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

デジタル技術の活用により、成績処理や児童生徒の記録、授業の充実等、校務の効率化を図ります。

勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備として、留守番電話機能や電話の録音機能を設置します。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、必要に応じて医師による面接指導を実施できる体制を整備する
- 義務化されていない 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する
- 長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う
- 希望する教育職員が夏休み期間中のフレックスタイムによる勤務体制をとれるように規則を整備する

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下のフォローアップを実施します。

計画及び実施状況の公表・報告:

取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議等において報告することとします。

目標達成状況の把握:

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システム等で把握します。その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握します。

学校への指導・支援:

教育委員会において、各学校の状況を確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかな改善に向けて具体的な取組について、教育委員会として共に具体策を検討、支援を行います。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

地域・保護者との連携:

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。学校運営協議会における協議等を通じて、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、業務の見直しを進めます。